

岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例（昭和五十年岐阜県条例第二十九号）新旧対照表

（新）

岐阜県消費生活条例

目次

第一章	総則（第一条―第八条）
第二章	消費者の安全確保等（第九条―第二十一条）
第三章	消費者の啓発等（第二十二条―第二十三条）
第四章	環境保全への配慮（第二十四条）
第五章	生活関連物資の価格安定等（第二十五条―第二十九条）
第六章	消費生活安定審議会（第三十条―第三十六条）
第七章	消費者施策推進指針（第三十七条）
第八章	雑則（第三十八条―第四十四条）
附則	
第一章	総則

（目的）

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の果たすべき責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を促進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 県民の消費生活の安定及び向上の促進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

一 消費者の安全が確保される権利

二 商品及びサービスについて消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利

三 消費生活を営む上で必要な情報が提供される権利

四 消費生活を営む上で必要な教育の機会が提供される権利

五 消費者の意見が県の消費者政策に反映される権利

六 消費者に生じた被害から適切かつ迅速に救済される権利

七 商品及びサービスの取引において、不当な取引方法を強制されない権利

（旧）

岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例

目次

第一章	総則（第一条―第五条）
第二章	消費者保護（第六条―第十四条の四）
第三章	消費者の啓発等（第十五条―第十六条）
第四章	資源及びエネルギーの有効利用（第十七条―第十八条）
第五章	生活関連物資の価格安定等（第十九条―第二十四条）
第六章	消費生活安定審議会（第二十五条―第三十一条）
第七章	雑則（第三十二条―第三十五条）
附則	
第一章	総則

（目的）

第一条 この条例は、法令に特別の定めがあるもののほか、県民の消費生活に関し、県、事業者及び消費者の果たすべき責務を明らかにするとともに、消費者の保護に関する施策、資源及びエネルギーの有効利用に関する施策並びに生活関連物資の価格安定を図るための対策等を定めることにより、県民の消費生活の安定と向上を促進することを目的とする。

(県の責務)

第三条 県は、基本理念にのっとり、県民の消費生活の安定及び向上を図る消費者政策を推進する責務を有する。

(市町村との連携等)

第四条 県は、市町村が行うその区域における住民の消費生活の安定及び向上を図るための消費者政策の推進を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その供給する商品及び提供するサービスについて、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際し、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 県及び市町村が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び提供するサービスについて品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めなければならない。

(消費者の役割)

第七条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的な行動をするように努めることによつて消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(消費者団体の役割)

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動等を健全かつ自主的に行うよう努めることにより、消費生活の安定及び向上のために必要な役割を果たすものとする。

第二章 消費者の安全確保等

(県の責務)

第二条 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

第三条 県は、市町村が行うその区域における住民の消費生活の安定及び向上を図るための施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、県及び市町村が実施する消費生活の安定及び向上を図るための施策に協力するとともに、その供給する物資又は提供するサービスについて常に危害の防止、品質等の適正な表示、適正な包装等必要な措置を講じ、かつ、価格の安定及び流通の円滑化を図る責務を有する。

(消費者の責務)

第五条 消費者は、自らすすんで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的な行動をするように努めることによつて消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

第二章 消費者保護

(危害の防止)

第九条 事業者は、供給する商品又は提供するサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると判明したときは、直ちに、回収、供給又は提供の中止その他危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第十条 知事は、事業者が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼすおそれがある商品を提供し、又はサービスを提供していると認めるときは、当該事業者に対し、直ちにその危害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(商品又はサービスの内容の表示)

第十一条 事業者は、消費者が商品の購入又はサービスの利用に際し、その選択を誤ることなく容易に識別でき、かつ、適正に使用し又は利用できるような品名、価格、品質（原材料を含む。）、量目、貯蔵法、製造年月日等必要な事項を正しく表示するよう努めなければならない。

(包装の適正化)

第十二条 事業者は、その供給する商品について消費者が内容を誤認することのないよう包装の適正化に努めなければならない。

2 略

(基準の設定)

第十三条 知事は、危害の防止、取引の安全その他消費者の利益の擁護及び増進を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者が消費者に供給する商品又は提供するサービスの内容の表示の基準、包装の基準その他必要な基準を定めることができる。

2 及び 3 略

(基準の遵守)

第十四条 事業者は、消費者に商品を提供し、又はサービスを提供する場合において、前条第一項の規定により定められた基準に適合するようにしなければならない。

2 略

(事業者の苦情の処理)

第十五条 事業者は、商品の供給又はサービスの提供に関する消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(危害の防止)

第六条 事業者は、供給する物資又は提供するサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると判明したときは、直ちに、回収、供給又は提供の中止その他危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(勧告及び公表)

第七条 知事は、事業者が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼすおそれがある物資を提供し、又はサービスを提供していると認めるときは、当該事業者に対し、直ちにその危害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところによりその旨を公表することができる。

(物資又はサービスの内容の表示)

第八条 事業者は、消費者が物資の購入又はサービスの利用に際し、その選択を誤ることなく容易に識別でき、かつ、適正に使用し又は利用できるような品名、価格、品質（原材料を含む。）、量目、貯蔵法、製造年月日等必要な事項を正しく表示するよう努めなければならない。

(包装の適正化)

第九条 事業者は、その供給する物資について消費者が内容を誤認することのないよう包装の適正化に努めなければならない。

2 略

(基準の設定)

第十条 知事は、危害の防止、取引の安全その他消費者の保護を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者が消費者に供給する物資又は提供するサービスの内容の表示の基準、包装の基準その他必要な基準を定めることができる。

2 及び 3 略

(基準の遵守)

第十一条 事業者は、消費者に物資を提供し、又はサービスを提供する場合において、前条第一項の規定により定められた基準に適合するようにしなければならない。

2 略

(事業者の苦情の処理)

第十二条 事業者は、物資の供給又はサービスの提供に関する消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

(不当な取引方法の禁止)

- 第十六条 事業者は、消費者との間で行う商品の供給又はサービスの提供に係る取引に関し、消費者の知識、能力又は経験の不足に乘じ、消費者にその商品又はサービスの選択を誤らせるような取引方法その他の不当な取引方法で規則で定めるものを用いてはならない。
- 2 略

(県の苦情等の処理)

- 第十七条 略
- 第十八条 略
- 2 及び 3 略
- 4 知事は、事業者が行う商品の供給又はサービスの提供に関する消費者の苦情(以下「消費者の苦情」という。)について、前項に定める事業者との交渉の仲介、あつせん等の方法によつては解決が困難であると認める場合において、当事者から申出があつたときは、岐阜県苦情処理委員会の調停に付するものとする。

第十九条から第二十一条まで 略

第三章 消費者の啓発等

(啓発及び教育の推進)

- 第二十二条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品及びサービスに関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実する等の施策を講ずるものとする。

第二十三条 略

第四章 環境保全への配慮

- 第二十四条 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図る消費者政策の推進に当たっては、環境の保全に配慮するものとする。
- 2 事業者は、その供給する商品及び提供するサービスに関して、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。
- 3 消費者は、その消費生活において、豊かで快適な環境の保全及び創出に努めるとともに、環境への負荷(岐阜県環境基本条例(平成七年岐阜県条例第九号)第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。)の低減に努めるものとする。

第五章 生活関連物資の価格安定等

(不当な取引方法の禁止)

- 第十二条の二 事業者は、消費者との間で行う物資の供給又はサービスの提供に係る取引に関し、消費者の知識、能力又は経験の不足に乘じ、消費者にその物資又はサービスの選択を誤らせるような取引方法その他の不当な取引方法で規則で定める方法を用いてはならない。
- 2 略
- 3 前項の場合については、第七条第二項の規定を準用する。

(県の苦情等の処理)

- 第十三条 略
- 第十四条 略
- 2 及び 3 略
- 4 知事は、事業者が行う物資の供給又はサービスの提供に関する消費者の苦情(以下「消費者の苦情」という。)について、前項に定める事業者との交渉の仲介、あつせん等の方法によつては解決が困難であると認める場合において、当事者から申出があつたときは、岐阜県苦情処理委員会の調停に付するものとする。

第十四条の二から第十四条の四まで 略

第三章 消費者の啓発等

(啓発及び教育の推進)

- 第十五条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、物資及びサービスに関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、
- 消費生活に関する教育を充実する等の施策を講ずるものとする。

第十六条 略

第四章 資源及びエネルギーの有効利用

(資源及びエネルギーの有効利用)

- 第十七条 知事は、健全な消費生活を推進するために、資源及びエネルギーの有効利用に関して、知識を普及させるとともに、指導、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

- 第十八条 事業者及び消費者は、その事業活動及び消費生活において、資源及びエネルギーの適正利用、不用品の再利用及び再生利用等を積極的に行うよう努めるものとする。

第五章 生活関連物資の価格安定等

(調査及び情報提供)

第二十五条 知事は、県民の消費生活に関連性の高い商品(以下「生活関連物資」という。)のうち重要と認める商品を選定して、その価格及び需給の動向を調査するとともに、その結果を消費者その他関係者に提供するものとする。

(特定必需物資の指定)

第二十六条 略

2 略

3 知事は、第一項の規定により特定必需物資を指定するときは、その旨を告示しなければならない。これを解除するときは、同様とする。

第二十七条 略

(立入調査等)

第二十八条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、事業者(事業者団体を含む。以下同じ。)に対し、その業務に関して報告を求め、又は当該事業者の協力を得て、職員に、これらの者の事務所、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(価格調査員及び専門価格調査員)

第二十九条 知事は、第二十五条の規定による調査を行わせるために価格調査員を、前条第一項の規定による立入調査等を行わせるために専門価格調査員を置くものとする。

第六章 消費生活安定審議会

(設置)

第三十条 略

(所掌事務)

第三十一条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上を図るための消費者政策の推進に関する重要事項を調査審議する。

(調査及び情報提供)

第十九条 知事は、県民の消費生活に関連性の高い物資(以下「生活関連物資」という。)のうち重要と認める物資を選定して、その価格及び需給の動向を調査するとともに、その結果を消費者その他関係者に提供するものとする。

(特定必需物資の指定)

第二十条 略

2 略

3 知事は、第一項の規定により物資を指定するときは、その旨を告示しなければならない。これを解除するときは、同様とする。

第二十一条 略

(立入調査等)

第二十二条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、事業者(事業者団体を含む。以下同じ。)に対し、その業務に関して報告を求め、又は当該事業者の協力を得て、職員に、これらの者の事務所、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公表)

第二十三条 知事は、事業者が第二十一条の規定による勧告に従わないとき、又は前条の規定による立入調査等を正当な理由なく拒んだときは、規則で定めるところによりその旨を公表することができる。

(価格調査員及び専門価格調査員)

第二十四条 知事は、第十九条の規定による調査を行わせるために価格調査員を、第二十二條の規定による立入調査等を行わせるために専門価格調査員を置くものとする。

第六章 消費生活安定審議会

(設置)

第二十五条 略

(所掌事務)

第二十六条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。
一 県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策の策定並びにこれの実施に関する事項

二 消費者の啓発等に関する事項

三 資源及びエネルギーの有効利用に関する事項

2 略

第三十二条から第三十六条まで 略

第七章 消費者施策推進指針

第三十七条 知事は、消費者政策の推進を図るため、総合的な消費者施策の方向性を示す指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

2 知事は、推進指針を策定するに当たっては、県民の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、推進指針を策定するに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

第八章 雑則

（知事に対する申出）

第三十八条 消費者は、この条例の規定に違反する事業活動が行われること又はこの条例に規定する措置がとられないことにより、第二条各号に掲げる消費者の権利が侵害されている疑いがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づいて適当な措置をとるものとする。

（国の行政機関の長等との協力）

第三十九条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るための消費者政策の推進について、国の行政機関の長若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であると認めるとき、又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応ずるものとする。

（立入調査等）

第四十条 知事は、第十条、第十四条第二項及び第十六条第二項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関して報告を求め、又は当該事業者の協力を得て、職員に、これらの者の事務所、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十八条第二項の規定は、前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合に準用する。

（公表）

第四十一条 知事は、第十条、第十四条第二項、第十六条第二項及び第二十七条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき、又は第二十

四 生活関連物資の価格安定等に関する事項
五 その他消費者の保護に関する事項

2 略

第二十七条から第三十一条まで 略

第七章 雑則

（国の行政機関の長等との協力）

第三十二条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るための施策の実施について、国の行政機関の長若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であると認めるとき、又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応ずるものとする。

八条第一項及び前条第一項の規定による立入調査等を正当な理由なく拒んだときは、規則で定めるところによりその旨を公表することができる。

(試験、検査、調査等の実施等)

第四十二条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品及びサービス

の試験、検査、調査等を行うとともに、必要に応じて、その結果を展示その他の方法により周知させるよう努めるものとする。

(市町村への援助)

第四十三条 知事は、市町村が行う消費生活の安定及び向上を図るための消費者政策の推進に関し、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の援助に努めるものとする。

(規則への委任)

第四十四条 略

附則 略

(試験、検査、調査等の実施等)

第三十三条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、物資及びサービスの試験、検査、調査等を行うとともに、必要に応じて、その結果を展示その他の方法により周知させるよう努めるものとする。

(市町村への援助)

第三十四条 知事は、市町村が実施する消費生活の安定及び向上を図るための施策に関し、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の援助に努めるものとする。

(規則への委任)

第三十五条 略

附則 略